

原子炉等規制法に関する規則の改正に伴う玄海及び川内原子力発電所の  
原子炉設置変更許可申請の概要

項 目	申 請 内 容
地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持	<p>新規制基準対応により基準地震動が従来よりも大きくなっていることを踏まえ、原子炉等規制法に関する規則が改正され、地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能について、運転中の原子炉内の水圧や水流による応力、基準地震動による応力及び燃料ペレットの熱膨張等による応力を考慮した評価を行うことが明確化された。</p> <p>今回、原子炉設置変更許可申請書に地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計の方針を追記するとともに評価を実施した。</p>
内部溢水による管理区域外への漏えいの防止	<p>福島第二原子力発電所において、地震に伴う使用済燃料貯蔵槽のスロッシング（水面揺動）により、放射性物質を含む水が非管理区域へ向け流れ出す事象が発生した。これを踏まえ、原子炉等規制法に関する規則が改正され、放射性物質を含む液体を内包する容器・配管に加え、使用済燃料ピット等の設備から溢れ出した場合においても管理区域外への漏えいを防止するよう求められた。</p> <p>今回、原子炉設置変更許可申請書の「溢水による損傷の防止」等の記載に、使用済燃料ピット等からの溢水を想定していることを明確化した。</p>

以 上